

内閣総理大臣 菅 直人 様

環境大臣 江田五月 様

## 放射性物質を含む焼却灰の最終処分

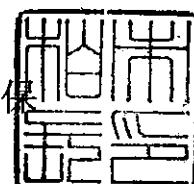
### の基準に係る早期策定等の緊急要望

平成23年7月15日

千葉県 松戸市長 本郷谷 健 次



千葉県 柏市長 秋山 浩



千葉県 流山市長 井崎 義治



各市の清掃工場の焼却灰の一部から、8,000 Bq/kgを超える放射性セシウム (Cs-134・Cs-137の合計) が検出されました。

環境省からは、当面の取扱いとして、8,000 Bq/kgを超える焼却灰の一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）での一時保管の基準は示されているものの、一時保管に至るまでの取扱いや、一時保管後の埋立処分等の最終処分基準が明確に示されていません。

このままでは、放射性物質を含む焼却灰を一時保管できず、清掃工場内での仮保管が限界に達するなど、一般廃棄物処理行政に大きな支障が生じるおそれが高まっています。

つきましては、安定的かつ継続的に一般廃棄物の焼却処理が行えるよう、下記の事項について、緊急に要望します。

#### 記

- 1 8,000 Bq/kgを超える放射性物質を含む焼却灰の埋立処分等の最終処分の基準を早急に示すこと。
- 2 焼却灰の一時保管場所及び埋立処分等の最終処分場の確保又は斡旋等の支援を早急にすること。
- 3 上記1及び2の、安全性確保の基準を満たすための措置に係る市町村の金銭負担に対し、その全額を助成すること。